

公益財団法人 日本文化スポーツ振興

マイナースポーツ助成金

2025年度募集要項

1. 助成事業

スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」です（スポーツ基本法 前文）。

このスポーツには、広くスポーツとして社会に認知されているメジャーなスポーツと、いまだスポーツとして広く社会に認知されていないマイナーなスポーツ（以下「マイナースポーツ」と言います。）があります。

しかし、マイナースポーツは、メジャーなスポーツと異なってスポンサーが付き難く、資金的に問題と抱えているところが多いのが実情です。

そのため、当法人は、マイナースポーツのうち、世界的な競技会が開催されているマイナースポーツで、「世界一」を目指す方々への助成を行うことにより、マイナースポーツの普及を促進し、もって、国民の心身の健全な発達に寄与しようとするものです。

2. 応募資格

- (1) 応募者が、世界的な競技会が開催されているマイナースポーツを行う競技者又はその団体であること。（申請されたマイナースポーツが助成の要件に該当するか否かは当財団が判断します。）
- (2) マイナースポーツにおいて世界一を目指す競技者又はその団体であること。
- (3) マイナースポーツにおいて、相当程度過去の競技実績があり、世界一を目指せるだけの実力があること。
- (4) 世界一を目指すための具体的な活動計画があること

3. 助成内容

- (1) 助成金額は、1件あたり100万円を上限とします。
- (2) マイナースポーツの活動に必要な費用が助成の対象となります。
（例えば、道具・用具の購入費のほか、海外遠征等の渡航費・宿泊費も含めることができます。）

4. 募集方法

ホームページに、募集要項を掲載し、募集要項及び申請様式をダウンロードできるようにして公募します。

5. 助成する件数

4件（個人・団体を問いません）

6. 応募期間

2025 年 5 月 1 日～7 月 10 日（期日必着）

7. 応募方法

申請においては、以下の書面をすべて当財団に提出してください。

- (1) マイナースポーツ助成金交付申請書
- (2) 活動実績（戦績等）裏付け資料
- (2) 助成を必要とするマイナースポーツの内容及び競技会の概要が分かる資料
- (3) その他参考資料（必要に応じて追加の資料又はご説明を求めることがあります。）
- (4) 申請書提出先（問い合わせ先）

公益財団法人 日本文化スポーツ振興

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 1-1-16

TEL 03 (3209) 4210 メール info@jcsp.or.jp

8. 選考方法

以下の基準を勘案の上、当財団の選考委員会において総合的に判断いたします。

- (1) 助成の妥当性があること。
- (2) 助成の必要性があること。
- (3) 世界大会出場における優勝の可能性があること。
- (4) 申請された予算の妥当性があること。

9. 助成の決定と通知

提出された書面などに基づき、審査を行い、助成競技者・団体及び助成金額を決定いたします。

応募多数の場合は、必要性の高いものを優先します。

助成決定後には、その旨を書面で通知した後に、ご指定の銀行口座へ助成金を振り込みます。

選考の結果、助成しないこととなった団体には、その旨を連絡します。

10. 助成金交付決定者の義務

大会等が終了した後2か月以内に、領収書等の支出額を証する書類と写真等を添えて、活動結果報告をお願いします。届出様式については、助成決定時にお知らせします。

11. 申請者の遵守事項

助成金を受ける場合は、以下のことを遵守してください。

- (1) 助成金の使途を変更する場合は、速やかに当財団に連絡して下さい。
- (2) 助成金に余剰金が発生した場合、助成金を目的外に使用した場合、又は、申請内容に虚偽があった場合等は、助成金を返還して頂きます。

12. 個人情報と情報公開

- (1) 助成申請書に記載された個人情報については、選考手続きに際し選考委員会に提出するほか、選考結果の通知に使用します。
- (2) 記入頂いた情報は、上記のみに使用し、他の目的には使用しません。

- (3) 助成金交付決定者の氏名（又は団体名）とスポーツ分野は、当財団のホームページに掲載します。

以上